福島県

	区画漁業権漁場計画
1 公示番号	区第1号
2 免許の内容	
たるべき事項	
(1)漁業の種類、	漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
名称及び時期	第1種区画漁業 のり網ひび式養殖業 1月1日から12月31日まで
	同 わかめ張縄式養殖業 10月1日から翌年4月30日まで
	第3種区画漁業   かき養殖業   1月1日から12月31日まで
	同あさり養殖業同
(2)漁場の位置	相馬市尾浜地先
(3)漁場の区域	
(3) 無場の区域	次の基点第29号と各点イ、ロ、ハ及び二を順次に結んだ4直線と、基点
	第35号と各点へ、ホ及び基点第30号を順次に結んだ3直線と、各点ヒ、ミ
	及びシを順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
	域から①の区域を除いた区域
	基点第29号 北緯37度49分14.4秒、東経140度58分9.6秒
	基点第30号 北緯37度49分1.6秒、東経140度59分5.3秒
	基点第35号 北緯37度49分0.5秒、東経140度58分15.4秒
	点イ 基点第29号から140度38分の線上、基点第29号から177.3
	メートルの点
	点ロ 点イから245度の線上、点イから32メートルの点
	点ハ 点口から165度の線上、点口から12メートルの点
	点ニ 点ハから250度の線上、点ハから410メートルの点
	点へ 基点第35号から107度38分の線上、基点第35号から106.75
	メートルの点
	点ホ 基点第35号から82度08分の線上、点へから189メートルの点
	点と 北緯37度49分25.6秒、東経140度58分28.8秒
	点ミ 北緯37度49分22.0秒、東経140度58分25.6秒
	点シ 点ミから330度18分の線上、点ミから75メートルの点
	① 次の各点コ、テ、ア、サ、キ、ユ及びメを順次に結んだ6直線
	と、松川浦漁港防波堤(囲堤)と点ミ及びシを結んだ直線と最大
	高潮時海岸線とによって囲まれた区域
	点コ 基点第29号から337度の線上、基点第29号から190メート
	ルの点
	点テ 点コから171度38分の線上、点コから95メートルの点
	点ア 点テから138度08分の線上、点テから100メートルの点
	点サ 点アから80度08分の線上、点アから190メートルの点
	点キ 点サから32度08分の線上、点サから55メートルの点
	点ユ 点キから51度38分の線上、点キから15メートルの点
	点メ 点ユから29度38分の線上、点ユから30メートルの点
	点ミ 北緯37度49分22.0秒、東経140度58分25.6秒
	点シ 点ミから330度18分の線上、点ミから75メートルの点
3 免許の制限	(1) 漁場内におけるわかめの養殖縄の長さは、4,500メートル以内
又は条件	とする。
	(2) 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面積に
	(2)
	(3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。
	ア 松川港口から通称東溝を経て磯部に至る幅20メートルの航路
	イ 松川港口から岩子に至る幅20メートルの航路
	ウ 松川港口から船溜外側を経て平前に至る幅20メートルの航路
	(4) (3)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通
	しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川
	浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。
	(5) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。
4 免許予定日	平成30年9月1日
5 免許の申請期間	平成30年5月18日から平成30年6月30日まで
6 地元地区	相馬市尾浜
7 漁業権の存続期間	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
8 その他	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。
	T中以に以ば上、巨生因也がにより、2世は土、六2世による。

<ul> <li>○ 公</li></ul>
たるべき事項
(1)漁業の種類、 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期 第1種区画漁業 のり網ひび式養殖業 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日 1月1日から32年4月30日 1月1日から32月31日まで 第3種区画漁業 かき養殖業 同同 あさり養殖業 同同 まなり養殖業 同同 個 1月1日から12月31日まで 第3種区画漁業 かき養殖業 同同
第1種区画漁業 のり網ひび式養殖業 1月1日から12月31日まで わかめ張縄式養殖業 10月1日から翌年4月30日3
日
同
第3種区画漁業 あきり養殖業 同
同 あさり養殖業   同
(2)漁場の位置 相馬市和田地先 (3)漁場の区域 次の基点第29号と各点イ、ロ、ハ及びニを順次に結んだ4直線と最大 潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第29号 北緯37度49分14.4秒、東経140度58分9.6秒 点イ 基点第29号から140度38分の線上、基点第29号から177 メートルの点 点ロ 点イから245度の線上、点イから32メートルの点 点コ 点のから165度の線上、点のから12メートルの点 点ニ 点のから250度の線上、点のから410メートルの点 1)漁場内におけるわかめの養殖縄の長さは、720メートル以内 する。 (2) 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面和 応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。 ア 松川港船溜外側から和田地先通称平前に至る幅20メートル 航路 イ 平前から和田に至る幅15メートルの航路及びこの航路から 塚に至る幅9メートル以上の航路
(3)漁場の区域 次の基点第29号と各点イ、ロ、ハ及びニを順次に結んだ4直線と最大 割時海岸線とによって囲まれた区域 基点第29号 北緯37度49分14.4秒、東経140度58分9.6秒 点イ 基点第29号から140度38分の線上、基点第29号から177 メートルの点 点口 点イから245度の線上、点イから32メートルの点 点ハ 点口から165度の線上、点口から12メートルの点 点ニ 点ハから250度の線上、点いから410メートルの点 コールのもの表 では、720メートル以内 する。 (2) 漁場内におけるわかめの養殖縄の長さは、720メートル以内 する。 (2) 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面利 応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。 (3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 ア 松川港船溜外側から和田地先通称平前に至る幅20メートル 航路 イ 平前から和田に至る幅15メートルの航路及びこの航路から 塚に至る幅9メートル以上の航路
<ul> <li>潮時海岸線とによって囲まれた区域</li> <li>基点第29号 北緯37度49分14.4秒、東経140度58分9.6秒</li> <li>点イ 基点第29号から140度38分の線上、基点第29号から177</li> <li>メートルの点</li> <li>点ロ 点イから245度の線上、点イから32メートルの点</li> <li>点ハ 点ロから165度の線上、点口から12メートルの点</li> <li>点ニ 点ハから250度の線上、点ハから410メートルの点</li> <li>3 免許の制限</li> <li>又は条件</li> <li>(1) 漁場内におけるわかめの養殖縄の長さは、720メートル以内する。</li> <li>(2) 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面積応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。</li> <li>(3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。</li> <li>ア 松川港船溜外側から和田地先通称平前に至る幅20メートル航路</li> <li>イ 平前から和田に至る幅15メートルの航路及びこの航路から塚に至る幅9メートル以上の航路</li> </ul>
基点第29号 北緯37度49分14.4秒、東経140度58分9.6秒 点イ 基点第29号から140度38分の線上、基点第29号から177 メートルの点 点ロ 点イから245度の線上、点イから32メートルの点 点ハ 点ロから165度の線上、点ロから12メートルの点 点ニ 点ハから250度の線上、点ハから410メートルの点 1) 漁場内におけるわかめの養殖縄の長さは、720メートル以内 する。 (2) 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面積 応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。 (3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 ア 松川港船溜外側から和田地先通称平前に至る幅20メートル 航路 イ 平前から和田に至る幅15メートルの航路及びこの航路から 塚に至る幅9メートル以上の航路
点イ 基点第29号から140度38分の線上、基点第29号から177 メートルの点 点口 点イから245度の線上、点イから32メートルの点 点口 点イから12メートルの点 点二 点ハから165度の線上、点口から12メートルの点 点二 点ハから250度の線上、点ハから410メートルの点 (1) 漁場内におけるわかめの養殖縄の長さは、720メートル以内 する。 (2) 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面利 応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。 (3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 ア 松川港船溜外側から和田地先通称平前に至る幅20メートル 航路 イ 平前から和田に至る幅15メートルの航路及びこの航路から 塚に至る幅9メートル以上の航路
メートルの点 点ロ 点イから245度の線上、点イから32メートルの点 点ハ 点ロから165度の線上、点口から12メートルの点 点二 点ハから250度の線上、点ハから410メートルの点 3 免許の制限 又は条件  (1) 漁場内におけるわかめの養殖縄の長さは、720メートル以内 する。  (2) 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面利 応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。  (3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 ア 松川港船溜外側から和田地先通称平前に至る幅20メートル 航路  イ 平前から和田に至る幅15メートルの航路及びこの航路から 塚に至る幅9メートル以上の航路
点口 点イから245度の線上、点イから32メートルの点 点ハ 点口から165度の線上、点口から12メートルの点 点二 点ハから250度の線上、点ハから410メートルの点 3 免許の制限 又は条件  (1) 漁場内におけるわかめの養殖縄の長さは、720メートル以内 する。 (2) 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面利 応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。 (3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 ア 松川港船溜外側から和田地先通称平前に至る幅20メートル 航路  イ 平前から和田に至る幅15メートルの航路及びこの航路から 塚に至る幅9メートル以上の航路
点ハ 点口から165度の線上、点口から12メートルの点 点二 点ハから250度の線上、点ハから410メートルの点 3 免許の制限 又は条件  (1) 漁場内におけるわかめの養殖縄の長さは、720メートル以内 する。  (2) 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面積 応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。  (3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。  ア 松川港船溜外側から和田地先通称平前に至る幅20メートル 航路  イ 平前から和田に至る幅15メートルの航路及びこの航路から 塚に至る幅9メートル以上の航路
点ニ 点ハから250度の線上、点ハから410メートルの点  3 免許の制限 又は条件 する。 (2) 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面積 応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。 (3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 ア 松川港船溜外側から和田地先通称平前に至る幅20メートル 航路 イ 平前から和田に至る幅15メートルの航路及びこの航路から 塚に至る幅9メートル以上の航路
<ul> <li>3 免許の制限 又は条件 する。</li> <li>(2) 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面積 応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。</li> <li>(3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 ア 松川港船溜外側から和田地先通称平前に至る幅20メートル 航路 イ 平前から和田に至る幅15メートルの航路及びこの航路から 塚に至る幅9メートル以上の航路</li> </ul>
<ul> <li>マは条件</li> <li>する。</li> <li>(2) 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面積 応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。</li> <li>(3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。</li> <li>ア 松川港船溜外側から和田地先通称平前に至る幅20メートル 航路</li> <li>イ 平前から和田に至る幅15メートルの航路及びこの航路から 塚に至る幅9メートル以上の航路</li> </ul>
(2) 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面積 応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。 (3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 ア 松川港船溜外側から和田地先通称平前に至る幅20メートル 航路 イ 平前から和田に至る幅15メートルの航路及びこの航路から 塚に至る幅9メートル以上の航路
応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。 (3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 ア 松川港船溜外側から和田地先通称平前に至る幅20メートル 航路 イ 平前から和田に至る幅15メートルの航路及びこの航路から 塚に至る幅9メートル以上の航路
(3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 ア 松川港船溜外側から和田地先通称平前に至る幅20メートル 航路 イ 平前から和田に至る幅15メートルの航路及びこの航路から 塚に至る幅9メートル以上の航路
ア 松川港船溜外側から和田地先通称平前に至る幅20メートル 航路 イ 平前から和田に至る幅15メートルの航路及びこの航路から 塚に至る幅9メートル以上の航路
航路 イ 平前から和田に至る幅15メートルの航路及びこの航路から 塚に至る幅9メートル以上の航路
イ 平前から和田に至る幅15メートルの航路及びこの航路から 塚に至る幅9メートル以上の航路
塚に至る幅9メートル以上の航路
(4) (3)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮
しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松
浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。
(5) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。
4 免許予定日 平成30年9月1日
5 免許の申請期間 平成30年5月18日から平成30年6月30日まで
6 地元地区 相馬市和田、本笑字西和田、原釜字札の沢及び尾浜字札の沢
7 漁業権の存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
8 その他 緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。

			魚 棄 権 漁 場 計 画		
1	公示番号	区第3号			
2	免許の内容				
l	たるべき事項				
(	1)漁業の種類、	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
	名称及び時期	第1種区画漁業	のり網ひび式養殖業	1月1日から12月31日まで	
		同	わかめ張縄式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	
		第3種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	
		同	あさり養殖業	同	
(	2)漁場の位置	相馬市岩子地先			
(	3)漁場の区域	次の基点第35号	hと、各点へ、ホ及び基	点第30号を順次に結んだ3直線	
		と、各点フ、リ、ヌ及	びルを順次に結んだ3	直線と最大高潮時海岸線とによっ	
		て囲まれた区域か	ら区第5号漁業権漁場	の区域を除いた区域	
		基点第30号 非	上緯37度49分1.6秒、東	頁経140度59分5.3秒	
		基点第35号 北緯37度49分0.5秒、東経140度58分15.4秒			
		点へ 基点第	第35号から107度38分の	つ線上、基点第35号から106.75	
		メートル	ンの点		
		点ホ 基点第	535号から82度08分の約	泉上、点へから189メートルの点	
		点フ 北緯3	7度48分3.0秒、東経1	40度58分6.7秒	
			ゝら88度13分の線上、	点フから1,120メートルの点	
		点ヌ 点ルカ	ゝら280度の線上、点川	レから245メートルの点	
		点ル 北緯37度48分7.4秒、東経140度59分3.9秒			
3	免許の制限 (1) 東溝中州桟橋より南90メートル (50間) の位置を基点とし、				
	又は条件				
		合員のうち岩子居住者の行使区域とする。			
		(2) 残余の東溝	₹の区域は、旧岩子漁業	<b>É協同組合員の行使区域とする。</b>	
		(3) 清助島と鳥	<b>み森のそれぞれの南端</b>	を結ぶ線を基線とし、それよ	
		り以北の採苗	首区域は、旧岩子漁業	協同組合員と旧飯豊第一漁業	
		協同組合員岩	子居住者との組合員	の比率によって平等に行使す	
		ること。			
		(4) 前項の基紙	泉より以南の区域7.5∽	ヘクタール (7町5反歩) は、	
		次の区分によ	こって行使すること。		
		ア 旧飯豊第一	一漁業協同組合員岩子原	居住者に対しては、4.3ヘクター	
		ル (4町3万	反歩)とする。		
		イ 残余の3.2	ヘクタール(3町2月	反歩)は、旧岩子漁業協同組合	
		員が行使する	らこと。		
		(5) この漁場内	可に次の航路を設定し	なければならない。	
		ア 地島西端付	†近から文字島を経て	岩子船溜りに至る幅20メート	
		ルの航路			
		イ 文字島から	っ大字新田梅川河口に	至る幅20メートルの航路	
		ウ 地島西端付	†近から落堀、土橋、	株釜を経て大州に至る幅4~	
		9メートルの	分航路		
		工 地島東端付	†近から機械島西端、	烏森付近を経て大州に至る幅	
		4メートルじ	人上の航路		
		オ 地島東端か	いら中州東岸を経て磯	部に至る幅20メートルの航路	
		(6) (5)に定め	うる航路のほかこの区	域内に設定する航路及び潮通	
		しのためのオ	(路は、他の漁業権区	域の管理者と協議の上、松川	
			ぶ効果を勘案して設定		
				設をしてはならない。	
4	免許予定日	平成30年9月1日			
5	免許の申請期間		日から平成30年6月30	日まで	
6	地元地区	相馬市岩子			
7	漁業権の存続期間	平成30年9月1日	引から平成35年8月31	日まで	
8	その他	緯度経度は全て世	<b>世界測地</b> 系により、方	位は全て真方位による。	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		•	

4	八二亚旦	区 四 侃 耒 惟 侃 勿 口 四			
1	公示番号	区第4号			
2	免許の内容 たるべき事項				
-	(1)漁業の種類、	漁業の種類	漁業の名称	 漁業の時期	
	(1) 漁業の種類、 名称及び時期	第1種区画漁業	のり網ひび式養殖業	無案の時期 1月1日から12月31日まで	
	右が及い時期	第 1 種	わかめ張縄式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	
		, ,		1月1日から12月31日まで	
		同	かき垂下式養殖業かき養殖業		
		第3種区画漁業 同	2 24/1-//	同同	
-	 (2)漁場の位置	相馬市新田及び相	あさり養殖業	FJ	
1 -	(3)漁場の区域				
	(3) 偲場の区域		「と谷点下、ケ、ケ及びノ よって囲まれた区域	を順次に結んだ4旦豚と、取入	
				東匁140度59八20.7秒	
			に緯37度46分49.3秒、		
				)線上、基点第31号から1,910	
		メートルの点			
		点チ 点トから115度10分の線上、点トから320メートルの点			
		点リ 点チから15度の線上、点チから546.5メートルの点 点フ 北緯37度48分3.0秒、東経140度58分6.7秒			
3	4 計の出門	(1) 漁場内におけるかき垂下式養殖連数は、7,200連以内とする。			
3	免許の制限				
	又は条件			プール 10個以内とする。	
				業を行う場合は、その養殖面	
			りの養殖柵数を減じ		
				から南に325メートル、西岸沖	
				ール(長谷地地内)は、旧新	
		柏漁業協同組合員のうち従来の実績者の行使区域としなければ ならない。			
		ならない。   (4) 点リと点リから点フの方向170メートルの点を結んだ線から南			
		寄りに20メートルを隔てた平行線を一辺とし、その南側3へクタール(毎兵衛地区)は、旧新柏漁業協同組合員のうち従来の			
		タール(角兵衛地区)は、旧新柏漁業協同組合員のうち従来の			
		実績者の行使区域としなければならない。 (5) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。			
		ア 新場前から新田梅川河口に至る幅20メートルの航路			
		イ 烏森付近を経て大州に至る幅4メートル以上の航路			
		ウ 長谷地地区入漁区には、堤防沿いに幅10メートルの航路			
		(6) (5)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通			
		しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川			
		(7) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。 (7) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。			
1	A 批子中 D				
5		平成30年9月1日	」 Ⅰから平成30年6月30	日まで	
6	型子の中間期间 地元地区		がら平成30年6月30 奇及び程田字大師前	нь	
7			「及い程田子人師 <u>制</u>   から平成35年8月31	日まで	
8					
ŏ	その他	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。			

1 八二采甲	
1 公示番号 2 免許の内容	
たるべき事項	
(1)漁業の種類、	漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
名称及び時期	第1種区画漁業 のり網ひび式養殖業 1月1日から12月31日まで 同 わかめ張縄式養殖業 10月1日から翌年4月30日まで
( 2 ) \ \ ( 1 \) = \ ( 1 \) \ \ \ \ ( 1 \)	第3種区画漁業 かき養殖業 1月1日から12月31日まで 同 あさり養殖業 同
(2)漁場の位置	相馬市岩子地先
(3)漁場の区域	次の基点第32号と各点ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、基点第33号と 各点ラ、ム、ウ、エ、ノ、オ、ク、ヤ、マ及びケを順次に結んだ20直線と、最 大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
	基点第32号 北緯37度48分39.5秒、東経140度59分0.4秒 基点第33号 北緯37度48分35.3秒、東経140度58分37.2秒
	点ワ 基点第32号から90度の線上、基点第32号から24メートルの点 点カ 基点第32号から6度55分の線上、基点第32号から430メー トルの点
	点ヨ 基点第32号から349度45分の線上、基点第32号から600メートルの点
	点タ 基点第33号から13度50分の線上、基点第33号から714メートルの点
	点レ 基点第33号から12度30分の線上、基点第33号から616メートルの点
	点ソ 基点第33号から 0 度35分の線上、基点第33号から566メートルの点
	点ツ 基点第33号から329度45分の線上、基点第33号から484メートルの点
	点ネ 基点第33号から320度05分の線上、基点第33号から452メートルの点 トルの点 点ナ 基点第33号から309度50分の線上、基点第33号から354メー
	トルの点 点ム 基点第33号から159度15分の線上、基点第33号から156メー
	トルの点 点ウ 基点第33号から265度55分の線上、基点第33号から126メー
	トルの点 点エ 基点第33号から232度35分の線上、基点第33号から281メー
	トルの点 点ノ 基点第33号から206度10分の線上、基点第33号から480メー
	トルの点 点オ 基点第33号から190度10分の線上、基点第33号から421メー トルの点
	点ク 基点第33号から156度30分の線上、基点第33号から208メートルの点
	点ヤ 基点第33号から132度50分の線上、基点第33号から242メートルの点
	点マ 基点第33号から155度15分の線上、基点第33号から486メートルの点
	点ケ 基点第33号から147度15分の線上、基点第33号から522メー トルの点
3 免許の制限 又は条件	(1) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 ア 地島東端付近から落堀、土橋、株釜を経て大州に至る幅4メー
	トル以上の航路 イ 地島東端付近から機械島西端、烏森付近を経て大州に至る幅 4メートル以上の航路
	(2) (1)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川
4 4	浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。 (3) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。
4 免許予定日	平成30年9月1日   アは20年6月20日まで
5 <u>免許の申請期間</u> 6 地元地区	平成30年5月18日から平成30年6月30日まで 相馬市尾浜及び岩子
7 漁業権の存続期間	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
8 その他	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。

1	公示番号	区第6号			
2		区第6号			
	たるべき事項				
lг	(1)漁業の種類、	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
	名称及び時期	第1種区画漁業	のり網ひび式養殖業	1月1日から12月31日まで	
	名が及び ni 朔			10月1日から翌年4月30日まで	
		第3種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで 同	
		分 1 僅 M 回 点 来	かさ後旭米あさり養殖業	<u>17</u>	
-	 (2)漁場の位置	  相馬市磯部地先	めらり食泡来	lh1	
_	(3)漁場の区域		した と は コロコロ	 びルを順次に結んだ5直線と最	
	(3)無場の巨塊				
			によって囲まれた区域		
		基点第31号 北緯37度46分49.3秒、東経140度58分39.7秒			
		点ト 基点第31号から355度35分の線上、基点第31号から1,910			
		メートルの点			
		点チ 点トから115度10分の線上、点トから320メートルの点			
		点リ 点チから15度の線上、点チから546.5メートルの点 点ヌ 点ルから280度の線上、点ルから245メートルの点			
		点ル 北緯37度48分7.4秒、東経140度59分3.9秒			
3	免許の制限	(1) 漁場内におけるかき垂下式養殖連数は、13,000連以内とする。			
	又は条件	ただし、一連に垂下し得る種苗付着盤の数は、10個以内とする。			
		(2) 漁場内においてかき垂下式養殖業を行う場合は、その養殖面			
		積に応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。			
		(3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。			
		松川港口から通称東溝を経て磯部に至る幅20メートルの航路			
		(4) (3)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通			
		しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川			
		浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。			
		(5) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。			
4	免許予定日	平成30年9月1日			
5	免許の申請期間	平成30年5月18日から平成30年6月30日まで			
6	地元地区	相馬市磯部			
7	漁業権の存続期間	平成30年9月1日	日から平成35年8月31	日まで	
8	その他	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。			
	THE MEDICA OF THE PROPERTY OF				